

車輛搬入出管理規定

■目的

第1条

車輛搬入出管理規定は、市場秩序の維持・商品車輛置場の有効利用、及び商品車輛管理を明確に管理する事を目的としています。

■出品車輛の搬入出時間について

第2条

出品車輛搬入出時間は、ベイオークの指示に従うものといたします。

■商品車輛搬入出の手続きについて

第3条

1. 搬入はベイオーク出品車輛に限ります。
2. 搬入については、出品規定に定められた諸条件を整えて、係員の指示により指定の商品置場に出品店が配置するものとします。
3. 搬出については、落札車・流札車を問わず、ベイオークが定める引取書の発行手続きをもって搬出するものといたします。

■商品車輛搬出の時期について

第4条

1. 落札車、流札車においても、オークション開催日の2日後（通常金曜日）17時までに取り取るものといたします。それ以後引取のない車輛は、次回オークションに再出品するものといたします。
2. 車輛搬出後の事故損傷・盗難等については、ベイオークは一切の責任を負う事ができませんので、必ず車と出品申込票の車輛説明書とを見比べて異常がないかよく確認をして下さい。
3. ワンプラ落札車輛の搬出期限は、落札日の2日後17時までとなります。搬出期限日がベイオーク休業日の場合は翌日午後5時までとします。

■放置車・不明車について

第5条

1. 当オークション開催日以後、2日目の17時を越えた車輛は放置車として取扱い、第6条の損害保障の対象といたしません。また、敷地内における事故損傷・盗難等についてベイオークは一切責任を負わないものとします。
2. 放置車は、下記のごとく処理いたします。
 - (1) ベイオーク管理敷地外等へ移動します。
 - (2) 移動中、及びベイオーク管理敷地外における事故損傷・盗難等については、ベイオークは一切の責任を負わないものとします。
 - (3) 放置車については、放置駐車料として1日5,000円を徴収いたします。徴収に応じない時は月末締めで、保証金中より、自動的に当該金額を差引いたします。
 - (4) 警告を行った上、1週間を経過した後、強制的に陸送もしくは廃棄処分する事があります。この場合の陸送費用・廃棄費用等は放置者負担とし、徴収又は自動的に保証金中より差引くものとします。

3. 不明車については、ベイオークの判断で処理をします。

■損害保障について

第6条

オークション開催日前後、2日間における盗難及び損傷については、ベイオークが保障いたします。但しその期間内においても次のものは対象といたしません。

- (1)天災のとき。(地震・台風・津波・その他)
- (2)第6条(1)に伴う二次災害のとき。
- (3)その他、ベイオークの責任が認められないとき。

■事故等による責任について

第7条

1. 本規定にかかわる商品車輛の輸送中の事故トラブル等については、ベイオークは一切の責任を負わないものとします。
2. 本規定にかかわる商品車輛の引取書発行済みのものについての事故、トラブル等でベイオークは一切の責任を負わないものとします。